

独立行政法人 情報処理推進機構

第五期中期計画

令和5年3月29日

独立行政法人 情報処理推進機構

(令和7年5月16日変更)

(令和7年9月8日変更)

目次

基本的考え方	3
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	6
1. Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進	6
(1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進	6
(2) 安全、安心で信頼できるAIの普及に向けたAISI業務の遂行	7
(3) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供	7
(4) 企業におけるデジタル経営改革の推進	7
(5) 地域コミュニティ支援による全国大のDX推進	8
(6) 次世代半導体の量産等に向けた金融支援	8
2. デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進	11
(1) デジタルスキル標準の整備・情報発信	11
(2) デジタル人材育成プラットフォームを通じたデジタル人材育成推進	11
(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進	11
3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリ ティの確保	14
(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献	14
(2) 「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支え るインフラの提供	15
(3) 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進	16
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	19
1. 機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等	19
2. 業務経費等の効率化	20
3. 調達の効率化・合理化	20
4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化	20
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	22
1. 運営費交付金の適切な執行管理	22
2. 自己収入の拡大	22
3. 試験勘定の採算性の確保	22
4. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）	22
5. 金融業務（債務保証管理業務）の適切な管理	23
IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	24
1. 予算（別紙参照）	24
2. 収支計画（別紙参照）	24
3. 資金計画（別紙参照）	24

V. 短期借入金の限度額.....	25
VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画.....	25
VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	25
VIII. 剰余金の使途.....	25
IX. その他業務運営に関する重要事項	25
1. S o c i e t y 5. 0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出	25
2. 内部統制の充実・強化	26
3. 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保.....	26
4. 戦略的な調査・広報の推進	27
5. 人材の確保・育成に係る方針	27
X. その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	27
1. 施設及び設備に関する計画	27
2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	27
3. 中期目標期間を超える債務負担	28
4. 積立金の処分に関する事項	28
別紙	29

基本的考え方

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、経済産業省の政策実施機関として、平成16年1月に独立行政法人化した。情報処理の促進に関する法律においては、法人の目的として「プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進する」とされており、この法人の目的を踏まえ、第一期中期目標期間（平成15年度～19年度）においては、産業の育成に主眼を置いて「情報処理の推進」を図るための事業を、第二期中期目標期間（平成20年度～24年度）においては、ITが経済活動の重要な社会基盤に急速になりつつある状況を踏まえ「情報社会システムの安寧と健全な発展」を図るための事業を、第三期中期目標期間（平成25年度～29年度）においては、IoTの進展によりいや応なく人々とITとの繋がりが生じている状況を踏まえ「利用者視点に立った複雑・膨大化する情報社会システムの安全性・信頼性の確保」を図るための事業を実施してきた。

第四期中期目標期間（平成30年度～令和4年度）においては、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティ対策のため、「サイバーセキュリティお助け隊サービス制度」の立ち上げ、クラウドサービスの安全性評価に係る「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の運用及び登録を開始するとともに、産業サイバーセキュリティを担う人材育成として「中核人材育成プログラム」を確立するなどサイバーセキュリティ強化に貢献した。また、先進分野の技術革新に取り組むIT人材を発掘・育成する「未踏ターゲット事業」の開始、若年層のセキュリティ人材の発掘・育成を行うセキュリティ・キャンプ全国大会修了生の次のステップとして高度な教育を行う「セキュリティ・ネクストキャンプ」の開始、サイバーセキュリティの国家資格である情報処理安全確保支援士制度において更新制度の運用を開始するなど、IT人材の発掘・育成・支援に貢献した。さらに、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するための「DX認定制度」の運用及び認定を開始するとともに、社会システム全体の「共通技術仕様（アーキテクチャ）の調査研究・設計・普及」に関する業務を開始した。加えて、DXを推進する人材の習得すべき知識・能力及びデジタルリテラシーを含む「デジタルスキル標準（DSS）ver1.0」の策定、デジタルスキルに関するポータルサイト「マナビDX（デラックス）」を立ち上げるなど社会変革の基盤作りに貢献した。

他方、我が国が、新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決の両立を目指すSociety 5.0の実現に当たり、サイバー空間とフィジカル空間を連携させるための複雑なルールや社会・産業システムの全体像を整理・設計するためのアーキテクチャ設計及びこれに基づくソフト・ハード・ルールといったデジタルライフラインの一体的整備、「スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月）」を踏まえたイノベーション創出等を担う突出した人材の育成規模の拡大、「デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月閣議決定）」が掲げるデジタル技術の活用による地域の社会課題解決を進めるための担い手であるデジタル人材の育成、「国家安全保障戦略（令和4年12月閣議決定）」を踏まえた安全保障の確保に向けたサイバーセキュリティ確保に向けた対応が喫緊の課題となっている。

機構に求められる役割や期待も増加する一方、これらの課題の解決に当たっては、機構単独で対応するだけでなく、産学官の相互連携の下に実行しなければ政策目的の達成は困難である。すなわち、政府や研究機関、企業や国民などデジタル社会を形成する多様なプレイヤーが連携し活躍することで経済発展する姿である「デジタルエコシステム」を実現させることが重要である。また、当該エコシステムの実現のためには、機構が中核組織となり、産学官の連携の下、テクノロジーや制度面を含む社会基盤としての「デジタル基盤」を整備することが必要である。

このため、第五期中期計画の策定にあたり、「デジタル技術の利用促進を通じ、国民の豊かな暮らしを実現する」ことを機構の経営理念として改めて掲げ、第五期中期目標期間（令和5年度～令和9年度）においては、この経営理念も踏まえ、経営ビジョンとして、以下2つの実現に取り組むこととする。

- ・世界から信頼されるデジタル基盤を提供し、サイバー空間とフィジカル空間が融合した社会を創る。
- ・産学官の多様な人材をつなぎ、最先端の知が集まる組織となる。

令和7年5月16日における中期計画の変更について

A I ガバナンスに関する国際的な議論において、A I の安全性確保の重要性が高まっており、米国や英国におけるA I セーフティ・インスティテュート（以下「A I S I」という。）の設立や、その他の国・地域においてもA I 安全性評価手法を確立しようとする動きを見せている。かかる国際的な動向も踏まえ、令和5年12月21日第7回A I 戦略会議における内閣総理大臣指示を踏まえ、A I 政策を統括する内閣府をはじめとする関係府省庁の協力を得て、我が国政府として令和6年2月14日にA I S I を機構に設置することとした。

また、令和6年5月31日に成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、データ連携促進等の観点から、機構の業務に、行政機関等の情報システムに関するデータ標準化に係る基準（以下「データ標準」という。）の作成等の業務が追加されるとともに、関係業務の主務大臣に、内閣総理大臣（デジタル庁の長）が追加された。

これらを受けて令和7年4月1日に第五期中期目標が変更され、A I 安全性確保及びデータ標準作成等に係る業務の遂行に関する目標が追加されるとともに、その他所要の変更が行われた。これら中期目標の変更に対応するため、第五期中期計画の変更を行うものとする。

令和7年9月8日における中期計画の変更について

生成A I の利活用の急速な拡大に伴い、電子計算機に求められる計算量は大幅に増加していることから、今後情報処理の更なる促進を図るためには、先端的な半導体の確保、生成A I の計算需要を十分に満たせるだけのサーバーの導入等を併せて進める必要がある。また、半導体・A I の成長需要を取り込み、各産業の国際競争力の強化につなげていくため、半導体・A I 分野の公的支援に係る民間事業者の予見可能性を高め大規模な官民投資を誘発していく必要がある。

こうした背景を踏まえ、①次世代半導体の生産を安定的に行うために必要な取組の支援や②大規模なサーバー等の導入の支援、③デジタル人材の育成等の措置に係る機構への業務追加等を定めた情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律が成立した（令和7年法律第30号）。

また、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用進展、国際情勢の複雑化等に伴い、国や重要インフラ等の安全性確保の重要性が増大していることに鑑み、我が国におけるサイバー安全保障分野での対応能力の向上を図るべく、サイバーセキュリティの確保に係る機構への業務追加等を含む重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（以下「サイバー対処能力強化法」という。）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「サイバー対処能力強化法整備法」という。）が成立した（令和7年法律第42号及び第43号）。

これらを受けて令和7年8月4日に第五期中期目標が変更され、次世代半導体の量産等に向けた金融支援の遂行に関する目標が追加されるとともに、その他所要の変更が行われた。これら中期目標の変更に対応するため、第五期中期計画の変更を行うものとする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進

Society 5.0では、サイバー空間とフィジカル空間が融合し、サイバー空間において、社会のあらゆる要素をデジタルツインとして構築し、制度やビジネスデザイン、都市や地域の整備などの面で再構成した上で、フィジカル空間に反映し、社会を変革していくことになる。こうした世界を実現するためには、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）」で示されたように、ハード・ソフト・ルールが一体となったデジタルライフラインの整備のため、「デジタルライフライン全国総合整備計画（令和6年6月デジタル社会推進会議決定・デジタル行財政改革会議決定・デジタルライフライン全国総合整備実現会議決定）」の実行が必要である。また同時に、「スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月）」で示されたように、新たなイノベーションを生み出し、それらの社会実装を実現するデジタル人材を、継続して社会へと輩出していくことも重要であり、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和3年6月7日閣議決定）」においても優れたアイディア、技術を持つ若い人材への支援制度の拡大は中核的な位置づけとなっている。

こうした社会的要請を背景に、機構は、Society 5.0の実現に向けて世界に誇れる社会・産業システムのDXとエンジニアリングの革新を継続的に起こしていくことで貢献する。このためには、機構がデジタルエコシステムのドライバーとなり、産学官の多様な人材をつないだコミュニティを形成し、最先端の知と能力を日本全体で活かすことができるようにするとともに、社会・産業システムを革新するアーキテクチャを構想、設計し、また実装の促進を図り、さらに、社会・産業システムを構成する各システムに対する公的基盤サービスの提供を行っていくことが求められる。

これを踏まえ、第五期中期目標期間においては、上記の社会的要請も踏まえ、実現されたSociety 5.0が描く社会・産業システムの全体像とこれに向けて産学官と機構が連携してDXを推進・加速していく仕組みをデザインしつつ、社会・産業システム全体における特定の領域や階層についてDXにつながる革新を実現することで、成功モデルを創出し、これにより、DXを推進・加速する仕組みを軌道に乗せることを目指す。

（1）ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進

- ①サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合を可能とし、人間中心で社会的課題の解決と産業発展を同時に実現するSociety 5.0について、エコシステム、ビジネスモデル及びユースケースの観点も含めてビジョンを具体化する。
- ②ビジョンを実現するために必要なソフト・ハード・ルール・組織について、安全性・信頼性、経済性・インセンティブ及び技術・人材の観点も含めてアーキテクチャを設計する。
- ③設計したアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しく

はデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェアの提供も含めて、その社会実装・普及を推進する。

- ④上記のアーキテクチャ設計とも連動しつつ、公共・準公共分野におけるデータ標準の作成等を推進する。
- ⑤国内外の産学官の幅広い関係者を巻き込みながら、ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及を実現するために必要な強いリーダーシップや高度な専門性を有する人材に関する体制を整備する。
- ⑥第五期中期目標期間内に社会がその効果を実感できる成功事例を生み出すために、まずは Society 5.0 のうち5領域でビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進が実現することに注力する。

(2) 安全、安心で信頼できるAIの普及に向けたAISI業務の遂行

内閣府をはじめとする関係府省庁、関係機関と協力し、AISIの設立・運営、AIの安全性評価に係る調査・基準等の検討、安全性評価の実施手法に関する検討、他国の関係機関との国際連携（我が国と他国・地域の制度枠組みの比較検討を含む）の推進等の業務を遂行する。

(3) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供

- ①我が国の産業の活性化・競争力強化に資するため、突出したデジタル人材が持つ高度かつイノベーティブな技術シードを更に磨き上げ、産業界をけん引し、また強かにリードしていくような新たな社会価値創出やビジネスを目指す人材を発掘・育成する。また、デジタル技術の活用によるイノベーションの創出を行うことのできる独創的なアイデアと技術等を有する突出したデジタル人材及び技術（AI・量子コンピューティング等）の開発者・使い手を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーの指導のもとで発掘・育成する。こうした未踏事業の運営に当たっては、「スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月）」において育成規模を大規模に拡大していくこととされたことを踏まえて、人材の発掘・育成規模の拡大及びそれを支える組織体制の強化等を実施する。
- ②突出した人材が相互に、また産業界とのつながりにおいても情報交換を行い、切磋琢磨することが出来るよう、突出した人材の交流の場を提供するなど、人的ネットワークの活性化を促進する。

(4) 企業におけるデジタル経営改革の推進

- ①民間におけるデジタル技術を活用したDXの促進を通じた競争力の強化に向けて、経済産業省が行うデジタル経営に係る認定制度（DX認定制度）の認定に関する事務を着実にを行い認定件数を拡大するとともに、DXに取り組む企業をデジタルトランスフォーメーション銘柄（DX銘柄）として選定することなど制度を通じて企業のDXの促進及び情報の集約・政策へ反映する。また、これらの事務について、効率化・整理、主体的な実施・運営に取り組む。

- ②効率的な審査フローの整備、集積した認定事業者データの分析による情報提供等を通じた申請を促進するとともに、経済産業省が策定した「DX推進指標」の普及に加え、同指標に基づく自己診断結果のベンチマーク分析を実施し、提供する。

(5) 地域コミュニティ支援による全国大のDX推進

- ①日本全国に渡り、サイバーセキュリティを確保した上でDXを面として実現していくため、コミュニティの形成を支援し、ネットワーク化を促進する。また、地域横断での共通課題に対する協働を促進する。
- ②各地域のコミュニティや中核組織に対し、政府や機構が推進するDXやデジタル人材育成、サイバーセキュリティ等の情報を一体的に提供する。また、機構事業に対する地域からの積極的参加を呼びかける。
- ③各地域におけるDXによる課題解決や新事業創出に関する施策動向、取組事例、人材育成等の活動情報を収集整理し、各地域のコミュニティや中核組織に対し発信するとともに、意見を交換する双方向コミュニケーションを促進する。

(6) 次世代半導体の量産等に向けた金融支援

経済産業省と連携し、次世代半導体の生産を安定的に行うために必要な取組等に対して、資金・現物出資、劣後融資、劣後債の引受け、社債の引受け・資金の借入れに係る債務保証、利子補給金の支給といった金融支援業務を遂行する。

【指標】

(定量指標)

- ①Society 5.0の実現に向けた、5以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

Society 5.0の実現に向けて、自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済、及びスマートビル等の5以上の領域において、アーキテクチャを設計して、将来的な社会での普及を目指し、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供が開始されることを目標にする。

進捗指標：アーキテクチャ設計及び新規サービス提供などに取り組む案件毎の進捗段階（※）の総和

※進捗段階の考え方

領域毎に20点に達成率を乗じた点数を合算して、第五期中期目標期間終了時点で100点以上を目標の水準とする。5つの領域で達成率100%（B）を実現することを目標とした上で、それぞれ達成率150%（C）、200%（D）を目指すものとする。また、本来的には、（C）、（D）の状態は、利用する事業者数等を計測して評価することが

適切と考えられるが、(B)に至る前に適切な目標値を定めることは困難である。そのため、領域毎に(B)を達成してから必要に応じて利用する事業者数等を年度計画において目標として定めるものとする。

＜達成率＞

A：50%（機構が技術仕様等を提供している状態）

技術仕様等を整備して公表した場合

B：100%（技術仕様等に準拠したサービスが社会に提供されている状態）

認定・認証等を通じて「整備・公表した技術仕様等に準拠していること」が確認されたサービスが、2社以上に対して提供された場合

C：150%（技術仕様等に準拠したサービスが国内で普及し始める状態）

整備・公表した技術仕様等への準拠が政府の関連する事業・制度等の要件になった場合

D：200%（技術仕様等に準拠したサービスが国際社会に普及し始める状態）

整備・公表した技術仕様等が国際標準化された場合

上記目標の達成に向けて、第四期中期目標期間中にデジタル庁からの依頼に基づきビジョンの具体化、アーキテクチャ設計に着手した自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済の領域等について、第五期中期目標期間中に設計の精緻化や社会実装・普及に向けた取組の立ち上げを着実に進め、加えて、新たな依頼に基づく領域の拡大についても、デジタル基盤のステークホルダーとなる官公庁等や産業界との間で主体的にコミュニケーションを進めることで、積極的に目指していく。

②未踏事業修了生の成果（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第五期中期目標期間中の合計数延べ130件を目指す。あわせて、新技術の創出等を通じて、社会課題の解決や我が国のスタートアップ創出への貢献を目指す。

また、第五期中期目標期間中の未踏事業における効果目標として、新技術の創出として知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数、起業・事業化への資金確保数、ビジネスマッチング成立件数を合わせ5年間累計で130件を目標とする。なお、未踏関係事業の計画を変更せざるを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。

上記目標の達成に向けて、未踏育成期間中にプロジェクトマネージャーによる技術的指導・助言に加え、法務・財務等の起業・事業化に必要な専門知識や知的財産権確保に必要な専門知識等の修得を支援する講義の場を設け、デジタル人材の経営力の強化を支援する。さらに、プロジェクトマネージャーの助言や紹介等をうけて、企業や投資家等との共同研究や事業マッチング等の機会を提供し、また積極的に活用させ、新たな社会価値創出への行動を支援する。

③企業におけるデジタル経営改革の推進

デジタル経営改革に向けDX推進指標による自己診断実施組織数（大企業に限る）について、制度開始以降第五期中期目標期間終了時点で2,000組織以上とする。

上記目標の達成に向けて、DX推進指標の普及活動に留まらず、登録された自己診断結果を基にしたベンチマーク分析、システム構築や連携の情報提供等の企業のDX推進を支援する取組、DX認定事務及びDX銘柄の着実な実施、認定事業者データの分析による情報提供等を行うことで、企業におけるDXの取組を促進する。

（定性指標）

④公共分野・準公共分野におけるデータ標準の作成等を通じたデータ連携の推進（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

改正法の施行に伴い、新たに内閣総理大臣が主務大臣に追加されたことを踏まえ、デジタル庁との連携を強化するとともに、

- ①業務遂行体制の充実
- ②政府情報システムにおいて横断的に用いられるデータ標準の作成
- ③準公共分野におけるデータ標準の作成

等を進めていくことで、公共・準公共分野におけるデータ連携の促進に貢献する。

⑤安全、安心で信頼できるAIの普及に向けたAISI業務の遂行（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

関係府省庁、関係機関と連携の上、諸外国の情勢も踏まえつつ、

- ①AISIの設立・運営
- ②AIの安全性評価に係る調査・ありうべき基準等の作成
- ③安全性評価の実施手法に関する調査・あり方の具体化
- ④他国の関係機関との国際ルール協調（我が国と他国・地域の制度枠組みの比較検討を含む）

等を通じて、我が国におけるAIの利活用の基盤となるAI安全性の確保に貢献する。

⑥次世代半導体の量産等に向けた金融支援（上記1.（6）関連）【重要度高】【困難度高】

新たに出資や債務保証等といった金融支援業務が追加されたことを踏まえ、経済産業省と連携し、

- ①金融分野の専門家を含む体制や出資等業務基準等の関係規程の整備
- ②選定事業者に対する円滑かつ適切な支援の実行
- ③選定事業者に対する適切なモニタリングの実施

等を進めていくことを通じて、次世代半導体の量産等に貢献する。

2. デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進

デジタルエコシステムの創出や社会のDX化の加速が求められる中、高度なデジタル人材のみならず、ボリュームゾーンを支えるデジタルを推進していく人材の育成が不可欠となっており、こうした中、人と組織がより高い価値を実現するために、ともに学び成長し続けることを通じて、よりよいデジタル社会への変革を推進していくことが必要となっている。「デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月閣議決定）」において、政府全体として、DX推進に必要なデジタル人材の育成について「2026年度末までにデジタル推進人材230万人を育成する」という目標が掲げられたところであり、情報処理技術者試験や「マナビDX」等に加え、デジタルスキル標準の整備・活用事例収集・情報発信を通じて、その目標達成に貢献していく必要がある。そのため、第五期中期目標期間においては、第四期中期目標期間で取り組んだ人材の育成・確保に資する施策を継続し、関係省庁、関係機関等とも連携しつつ、以下（１）～（３）の取組を着実に実施する。さらに、情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の試験区分や試験内容がデジタルスキル標準を十分に踏まえたものとなるよう検討を行い、関連講座の「マナビDX」への掲載を拡充することで講座受講から試験合格につながる流れを作るとともに施策利用者のスキルの見える化を図り、全てのビジネスパーソンへのデジタルリテラシー向上及びデジタル人材の育成・確保を促進する。これらの取組により、デジタル化を推進する多様な人材を育成する仕組みを作り、持続的な学びの機会を促進するとともに、デジタル社会の発展に向けて人と組織のトランスフォーメーションを促進し、産業構造の変化に合わせた人材の適材化・適所化に貢献する。

（１）デジタルスキル標準の整備・情報発信

- ①デジタル社会への変革に向け、求められる人材や喫緊の課題等の「見える化」を図るために、デジタル人材・組織の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等に関わる調査を行い、必要に応じてその結果を踏まえたガイドラインを作成する。
- ②デジタルスキル標準等について継続的な見直しや事例収集を行い順次発信すると共に、関係省庁や関係機関等と連携しこれらの利用促進を図る。
- ③これらの取組を通じ専門的な知見を有する立場から、経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称：「Ｒｅスキル講座」）の運用支援を行う。

（２）デジタル人材育成プラットフォームを通じたデジタル人材育成推進

- ①民間事業者や大学等が提供するデジタル人材育成に資する教育コンテンツを一元的に提示する「マナビDX」の改善、着実な運営及び関係省庁や関係機関等と連携した利用促進活動、並びに機構が発行する個人IDに紐づくデジタルスキル等の基盤（デジタル人材育成プラットフォーム）整備や人材育成コンテンツの充実を通じ、ビジネスパーソンへのデジタルリテラシーの向上及びデジタル推進人材の育成・確保を推進する。また、「マナビDX」においてスキル標準の紐づけ等に係る講座の審査を行う。

（３）国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進

- ①情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験については、デジタル化の進展やIT

をとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるＩＴリテラシー、デジタル人材のさらなる需要拡大を踏まえて、着実に実施するとともに、合格証書等のデジタル化や高度試験等の見直しについて検討を行う。また、大学、高等専門学校、高等学校などに対する試験の周知を図るなど応募者数増加に資する取組等によって収益の維持・改善に努め、同試験の持続的な運営を行う。

- ②情報処理安全確保支援士に係る登録（更新を含む）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む）の事務を着実に実施する。
- ③国際的なデジタル人材の育成と活躍促進に資するべく、情報処理技術者試験についてのアジア各国との相互認証とアジア共通統一試験の実施及び普及を促進する。

【指標】

（定量指標）

①デジタルスキル標準及びＩＴスキル標準等の浸透

ＤＸを担う人材に必要となるリテラシーやスキルを示す指標として新たに整備・発信するデジタルスキル標準及びＩＴスキル標準等の情報アクセス数について、毎年度、令和元年度から令和３年度の平均アクセス数の１．２倍（２６１，４３８件）を達成する。あわせて、民間と連携した個社ヒアリングを通じて活用状況を把握し、事例収集の上で活用方法を示すことで企業における一層の活用を目指す。なお、令和元年度から令和３年度の年度当たり平均アクセス数は２１７，８６５件となっている。

上記目標の達成に向けて、産業構造の変化を捉え継続的に見直しを行うと共に、関係省庁や関係機関等と連携し、個社ヒアリングを通じて把握した活用事例等有効な情報発信を行うほか、マナビＤＸや情報処理技術者試験と連携した利用促進策を推進する。

②リスクリング支援機能等の強化【重要度高】【困難度高】

「デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト（マナビＤＸ）」のアクセス数について、毎年度、３０万件以上を達成する。あわせて、マナビＤＸや人材育成コンテンツの充実を通じて、リスクリングを中心としたデジタル人材育成の拡大を目指す。なお、「マナビＤＸ」における月平均の実績数（アクセス数）は約２万５千件となっている。

上記目標の達成に向けて、関係省庁や関係機関等と連携し、掲載講座数の増加に向けた取組及び活用事例等有効な情報発信を行うほか、スキル標準や情報処理技術者試験と連携した利用促進策を推進することで、ビジネスパーソンのデジタルリテラシーの向上及びデジタル推進人材の育成の拡大を目指す。また、効果測定を踏まえ利便性を高め、ＵＩ／ＵＸを考慮しサイト改善を継続して実施する。

③情報処理技術者試験制度の活用

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、毎年度、第四期中期目標期間の平均値５４４，０９０人以上を達成する。あわせて、時代のニーズに

即した形で出題内容を見直していく。なお、災害等の発生により試験が開催できないなど、不可抗力による応募者数減少が発生した場合には、これに応じて目標値を修正する。なお、第四期中期目標期間のうち令和3年度までの応募者数平均（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から春期試験が中止となった令和2年度を除く）は544,090人となっている。

上記目標の達成に向けて、IT及びDXに係る最新の動向を踏まえた試験内容に逐次更新するとともに、積極的な広報活動を展開するなど、企業における認知度を向上させる取組を行う。

3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

サイバー・フィジカルの一体化とサイバー攻撃の組織化・高度化によりセキュリティリスクが顕在化する中で、サイバーセキュリティの確保を図ることにより、経済社会活力の向上と持続的発展、国民の安全安心の実現、国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与するデジタル基盤を構築し、活用できる環境を創っていくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、第五期中期目標期間において機構は、官民連携の最前線として、関係省庁等との連携を強化しつつ、サイバー脅威情報の集約のみならず分析・評価能力の強化を通じて「サイバー状況把握力」の強化を図り、これによって、精度の高い脅威評価と多面的なサイバーセキュリティに関する課題解決提案を行い、もって国家の安全保障・経済安全保障の確保に貢献する。

あわせて、サイバー空間が公共空間化する中で、フィジカル空間と同等の安全安心を社会全体が享受できるよう、機構のアドバイスカ・コンテンツ力の向上と関係主体との連携強化を通じて、中小企業のセキュリティ対策支援と国民一般への普及啓発を図り、誰も取り残さないサイバーセキュリティの実現に貢献するとともに、自主的な取組を支える効果的なサイバーインフラの提供、人材育成、サイバー技術の活用を促進する。

(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献

①我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応

- a. 深刻化かつ増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等による重大な影響を及ぼし得るサイバー攻撃の情報や予兆を収集集約・分析し、サイバー攻撃の脅威や傾向、それを取りまく情勢を総合的に評価し、政府関係機関や関係主体への情報共有を強化・拡大するとともに、被害の未然防止のための措置や高度な対策等の提案、さらには、被害発生時における初動対応措置や対応策検討的確な支援を行う。
- b. 国民一般及び関係主体からの相談・問合せに対応するための相談窓口のサービス機能を強化するとともに、関係機関や関係主体との連携強化を通じて、マルウェアや不正アクセス等の情報収集源を拡大し、前述の分析評価、情報共有や対策等に資する。
- c. サイバー対処能力強化法に基づく内閣総理大臣からの委託により、同法に基づく基幹インフラ事業者等による届出又は報告に係る情報等の整理分析を行うとともに、サイバー攻撃による被害の防止に必要な情報の公表・周知等を行う。

②経済安保上の重要分野（重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン）のサイバーレジリエンス向上支援

- a. 高圧ガス保安法等の改正による業務追加をはじめとする重要インフラの保安に係るインシデント発生時におけるサイバーセキュリティの観点からの原因究明調査について、体制を確立し着実に運用するとともに、そこから得られる知見の産業界への共有を図る。
- b. 社会的に重要なシステム等について、関係府省等の求めに応じて、サイバーセキュリティ対策状況の確認、サイバーセキュリティ強化等のための調査、インシデント発生時の

原因究明調査等の協力を行う。

- c. 我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透を図る。
- d. サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ確保状況に係る調査を行うことで、サイバーセキュリティ戦略本部が行う重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して国の行政機関が実施する施策の基準の作成に協力する。
- e. 重要サプライチェーン（サイバー攻撃によって国及び国民の安全安心や経済社会活動に重大な影響を及ぼす恐れのあるサプライチェーン）を担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に向け、サイバー対処能力強化法の趣旨も踏まえつつ、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の活用支援を重点的に強化する。

③政府機関等のセキュリティ対策の支援

- a. サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報システムの監視を実施する。
- b. サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報セキュリティに関する監査を実施する。
- c. デジタル庁からの委託により、デジタル庁が整備・運用するシステムの監査を実施する。
- d. 制度所管官庁からの指示等に基づき、クラウドサービスの安全性評価に係る ISMAP 制度の運営・審査業務、情報発信を遅滞なく着実に実施するとともに、クラウドサービスを取り巻く最新の技術・海外動向、要望把握を継続的に行い、制度運営や審査効率化等の改善を制度所管官庁とともにを行う。
- e. 政府調達における IT 機器等のセキュリティの信頼性確保に資するため、必要な情報提供等の取組を行う。

④国際関係の維持・強化（政府関係機関としての連携強化）

- a. 政府関係機関として国際関係の維持・強化に向けて、サイバーセキュリティに関する欧米等の関係機関とのネットワーク強化を行う。また、国際演習等を通じたインド太平洋地域のキャパビル支援を行う。
- b. 国内外のセキュリティ関連組織との連携、国際会議への参加、セキュリティ関連規格の調査等を通じて、機構が行うセキュリティ関連事業への最新動向の反映や国際標準化を含めた国際整合性の確保を図るとともに、セキュリティ対策の実施にあたり有効な情報を発信する。

（２）「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

①中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策

- a. 中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題としてとらえ自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度および機構内各施策との連携を図りつつ、情報処理安全確保支援士等の専門家も活用し、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の普及を行う。
- b. 広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催されるサイバーセキュリティに関するセミナー等への講師派遣等の支援、セミナーの開催、各種イベントへの出展、セキュリティ教材等の作成、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。
- c. 機構が提供する情報などが、必要とされる現場に届き、有効に活用されるようにするため、個々の現場に近い団体等との連携を拡大させるなどにより、情報提供チャネルの拡大及び連携の強化を図る。

②自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

(システムの脆弱性に対する適切な対策の実施)

- a. サイバー対処能力強化法に基づく内閣総理大臣等からの委託による脆弱性に関する事務及び「脆弱性関連情報届出受付制度」を着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報を迅速かつ確実に提供する手法を検討する。また、統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。
- b. 最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、情報共有や注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスク低減を促進するとともに、組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。

(調査分析情報の提供)

- a. サイバー空間を巡る市場の動向や新技術を活用した環境の変化を的確に捉え、広く情報収集を行い、先進的取組の実態、技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から分析を行い、情報セキュリティ白書等により必要な情報提供を行うことで、各主体の自主的なセキュリティ対策に資する。
- b. 企業や組織のサイバーセキュリティ対策への取組を促進させる為、政策当局及び業界団体等と連携して、サイバーセキュリティ経営ガイドラインにおいてセキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法及びプラクティス集を作成し、その普及を行う。

(3) 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進

①社会インフラ・産業基盤における中核人材育成

- a. 制御技術（OT）と情報技術（IT）の知見を結集し、模擬システムを用いた演習や最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する中核人材を育成する。中核人材を中心に、専門家、企業によるネットワークを構築し、サイバーセキュリティリスクに対応する組織・システム・技術を生み出していく。

- b. 社会インフラ・産業基盤のうち、医療、鉄道をはじめサイバーセキュリティ人材育成の強化が必要な分野に関して、中核人材育成プログラムや短期プログラムなどによる人材育成を強化できないか検討を行う。

②若手人材育成（セキュリティ・キャンプ）

- a. サイバーセキュリティの強化へ向けて、若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成を行う。また、事業に参加した人材が、サイバーセキュリティ関係者やセキュリティ事業者などと有機的な繋がりを持てるよう、本育成活動への参画を促していく。

③IT製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進

- a. 国産IT機器等のセキュリティの信頼性確保に資するため、国際標準に基づく「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」及び「暗号モジュール試験及び認証制度」を引き続き着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供を実施する。並行して今後の認証制度の在り方について見直しを含めた検討を行い、その結果に基づいて必要な対応を行う。
- b. CRYPTREC暗号リストの適切な維持・管理のため、同事務局を引き続き務めるとともに、同リストに掲載されている暗号アルゴリズムについて、危殆化の有無を監視するための調査を行う。また、これとも連携し、暗号技術の適切な利用／運用を促進すべく、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査及びガイドライン・ガイダンス等による情報提供を行う。

【指標】

（定量指標）

①国の安全保障の確保への貢献（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

情報の分析・脅威評価を国に提供することや人材育成支援等を通じて、国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査を行い、上位回答を2／3以上とする。あわせて、機構による標的型攻撃を中心とした情報の分析・脅威評価の提供を通じて、政府の政策への貢献を目指す。また、重大なサイバーセキュリティインシデントの発生状況に係る参考指標として、大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数を設定する。

上記目標の達成に向けて、機構が有する産業界、経済界とのチャネルを活かしたサイバー攻撃情報の収集能力、分析機能の強化を行うとともに、組織内外との連携強化による情報共有、提供体制の拡充も行い、サイバーセキュリティに関する政府施策への貢献に向けた取組を行う。

②海外機関との連携の強化

継続的な意見交換を実施する海外主要機関数10機関を目指すとともに、関係の強化を図る。また、海外機関との継続的かつ効果的な連携の取組内容も考慮する。

上記目標の達成に向けて、海外主要機関との関係構築を図るとともに、新たな機関との連携について検討を行っていく。

③連携組織との協働による施策の普及拡大

第五期中期目標期間の最終年度までに、合計50以上の自治体・中小企業等の団体と連携をする。あわせて、連携組織との関係を継続し、より深化させていくことがサプライチェーン全体のレジリエンス向上の観点で重要であることから、MOU締結等の関係構築を図り、継続的な情報提供等を行う。

上記目標の達成に向けて、地方自治体や各地域の産業振興公社、セキュリティ事業者等の組織を対象とし、セキュリティ普及啓発に係る連携協定、覚書の締結や、セキュリティプレゼンターの活用、サイバーセキュリティお助け隊サービス事業における協力、SNSを通じた協力、その他具体的施策における協力関係を構築する。

④社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進

第5期中核人材育成プログラム以降の修了者を対象に、帰任後に企業や産業、社会に対して行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数について、第五期中期目標期間終了時に1,000件以上とする。なお、産業サイバーセキュリティセンターが行う中核人材育成プログラムの修了者が、帰任後に企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の取組を行うとともに、サプライチェーンの被害が急増している状況から、社内に閉じた対策だけでなく社会全体の底上げが重要と考え、セミナー、カンファレンスでの講演、業界紙等への寄稿、人材育成プログラム等の支援など、社会のサイバーセキュリティ向上に貢献する取組を目標として掲げ、人材育成による効果を当該企業の関係者及び組織全体や社会全体に広げていくことを目指す。

上記目標の達成に向けて、中核人材育成プログラム修了者のネットワークを形成し、情報交換をサポートするとともに、積極的に活動発信の機会などを設けていく。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等

(1) 機動的・効率的な組織・業務の運営

- ①機構の各事業について、実施の妥当性及び出口戦略を常に意識し、計画の策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づく業務運営の見直しを継続的に実施する。また、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制を柔軟かつ機動的に構築するため、継続的に見直しを実施する。
- ②組織内外の課題や組織横断的な課題に対して適切に対応していくため、部署の枠を越えて将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論及び調整を行い、政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。
- ③機構の業務を機動的・効率的に運営するため、機構が行う各事業、これに必要となる情報システムの構築・取得、人材の確保の進捗管理を行うための計画を策定し、これらの事業計画等に基づいた運営を実施する。また、調達プロセスについては、現行の運用の課題を包括的に洗い出すとともに、必要な見直しを行うなど、迅速な意思決定が行われるよう継続的な改善を行う。
- ④DXを推進するための業務運営の仕組みや体制を整備するとともに、機構全体として自らのDXを継続的に推進する仕組みを構築することで、第五期中期目標期間中に、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3.0を目指す。

(2) 人材確保等

- ①IT施策の専門機関・実施機関として機構に期待される役割の拡大に対応するため、引き続き組織への専門性の蓄積及び安定的な業務遂行体制確保の観点から、新規及び中途採用を含め質の高い人材の量的確保を図るとともに、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図る。中長期的には、民間企業等から迎えている研究員ポストの一部をプロパー職員に置換していくとともに、フレキシブルな雇用契約により高度人材の協力を得つつ、プロパー職員、民間企業等から迎えている研究員等と合わせて、組織全体としての最適効率（ベストミックス）を目指す。
- ②外部の優秀な人材・内部の職員を惹きつけるために、民間企業や先進例を踏まえた労働環境面や処遇等制度面の見直しにより、職場の魅力度を向上させる。また、機構に求められる業務を効率的に遂行するために必要な執務環境の整備を図る。
- ③機構に期待される役割を果たすため、プロパー職員の専門性・企画力等を高めるよう、キャリアパスの見える化を行い、これにそって職員が必要な知識・スキルを学べる機会を提供するとともに、官公庁や民間企業への出向や国内・海外の研修機会の拡大により、視野の拡大を図るなど、人材開発制度の充実や継続的な改善を図る。

- ④機構に求められる改革を実施するとともに、職員の成長やチャレンジを促す風土を醸成するため、事業計画上の重点事項の業績評価への反映をはじめとした業績／能力評価制度の見直し、タレントマネジメントシステム等の導入による人材情報の基盤整備、可視化等の人事関連制度の見直しを行う。
- ⑤専門性、特殊性の高い業務に対応するため、市場競争の中でも優秀な人材を確保できるための処遇を含む人事制度全体の見直しを図る。なお、給与水準については、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などにより、手当てを含め役職員給与のあり方について検証した上で、適正化するとともに、検証結果や取組状況を公表する。
- ⑥官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。

2. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比３％以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比１％以上の効率化を行う。

3. 調達効率化・合理化

- （１）公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。
- （２）企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。

4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化

- （１）デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの整備及び管理を行うため、これまでの取組を加速させるとともに、PMO（Portfolio Management Office）の管理の下、PJMO（Project Management Office）の実務的な支援、ITに係る投資対効果の精査、システムライフサイクル全体を見通したコスト管理、並びに効果指標及び目標値の設定・管理等、機構のITガバナンス強化を通じてコスト削減を徹底する。
- （２）従来から順次進めてきた業務の電子化の促進やシステムの最適化等を通じた改善に加

え、また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、クラウドへのシフトを進める。具体的には、機構の情報システムインフラをパブリッククラウドへシフトするとともに、令和４年１２月に改定された「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を踏まえつつ、プライベートクラウドを組み合わせる、ハイブリッドクラウドを構築することを通じて、セキュリティを担保した上で、機構のシステム改革及びＩＴコスト削減の徹底を図り、事業継続性を向上させる。また、職員のＩＴ環境刷新による部署横断的なインフラ整備（クラウド作業環境へのシフト、ＳaaSの積極的な活用、ゼロトラストアーキテクチャーの導入等）を行い、職員の柔軟な働き方を実現するとともに業務の生産性向上を図る。

- （３）データ分析を可能とするＩＴ環境を構築するとともに、機構が外部に提供している各種サービスのユーザー登録情報等の統合を図ることにより（「ＩＰＡ－ＩＤ」プロジェクト）、政策効果の向上と顧客データの収集・活用を推進するなど、デジタルを活用した利便性の高い行政サービスの実現及び政策的エビデンス情報の収集を加速させる。
- （４）機構全体の業務プロセスについて、フロー化・マニュアル化により誰にでも理解できるように可視化するとともに、自動化ツールやアプリ開発ツール等を活用し、業務効率化を推進することで、付加価値創出活動へのリソースシフトを進める。
- （５）効果的・効率的な予算執行に向け、管理会計の観点から、より精度の高い予算管理を行うため、財務会計システムの刷新・改修等を行うとともに、人事・給与・会計など各種システムのデータを連携して経営ダッシュボード等を構築することで、データに基づいた迅速な経営判断を行う。
- （６）上記（２）から（５）の機構業務のデジタルトランスフォーメーション（ＩＰＡ－ＤＸ）の取組などを進め、第五期中期目標期間に、ＤＸ推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア３．０を目指す。
- （７）生産性向上の観点から、「働き方改革実行計画（平成２９年３月２８日働き方改革実現会議決定）」を推進しつつ、ＩＣＴも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため進めてきたテレワークの取組を引き続き推進し、リアルワークとリモートワークの最適効率（ベストミックス）を図り、更なる業務効率化を推進する。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 運営費交付金の適切な執行管理

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人基準研究会、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金については、引き続き、適切に収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、各年度期中における運営費交付金の予算管理を適切に行う（常に足下の予算執行状況を把握し、仮に、期中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに適正化を図るなど予算管理に反映させる。）。
- (3) 決算情報の公表の充実等、引き続き、機構の財務内容の透明性を確保する。

2. 自己収入の拡大

第一期から第四期中期目標期間においても、自己収入の確保及び拡大に向けて取り組んできたところであるが、公的取組には無償で参加しつつ、本中期目標期間においても、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大、サイバー攻撃被害への初動対応支援に関して、大規模な被害が懸念されるために政府機関から要請がある場合や支援先組織のニーズ・意向がある場合における有償での対応、機構が運営するマナビDXにおける講座掲載料や広告掲載料の徴収等を通じた更なる自己収入の拡大を図っていくこととする。なお、未踏事業については、当該事業の目的が損なわれない自己収入策（未踏OB等からの寄付金の募集等）を検討する。

3. 試験勘定の採算性の確保

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験については、これらの試験の持続的な運営を可能とするため、ITパスポート試験をはじめとする試験の一層の普及活動など、応募者の増加に向けた取組を実施するとともに、高度試験等の見直しを含む運営方法の改善などにより、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善に取り組む。

4. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）

- (1) 地域事業出資業務については、第五期中期目標期間中に関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額で2億5千万円以上確保する。そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との面談により指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。

(2) 以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。

①経営改善を行っても、繰越欠損金が増加（3期連続を目安）又は増加する可能性が高い場合

②主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合

5. 金融業務（債務保証管理業務）の適切な管理

保証債務の残余管理については、保証先決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算(別紙参照)

総表(別紙1－1)

事業化勘定(別紙1－2)

試験勘定(別紙1－3)

先端半導体・人工知能関連技術勘定(別紙1－4)

一般勘定(別紙1－5)

地域事業出資業務勘定(別紙1－6)

2. 収支計画(別紙参照)

総表(別紙2－1)

事業化勘定(別紙2－2)

試験勘定(別紙2－3)

先端半導体・人工知能関連技術勘定(別紙2－4)

一般勘定(別紙2－5)

地域事業出資業務勘定(別紙2－6)

3. 資金計画(別紙参照)

総表(別紙3－1)

事業化勘定(別紙3－2)

試験勘定(別紙3－3)

先端半導体・人工知能関連技術勘定(別紙3－4)

一般勘定(別紙3－5)

地域事業出資業務勘定(別紙3－6)

V. 短期借入金の限度額

30億円

(理由) 運営費交付金及び業務運営に係る資金などの遅延による暫定立て替え、その他予見の難しい事象の発生等により生じた資金不足を回避する。

VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VIII. 剰余金の使途

剰余金が発生したときは、業務の推進及び拡充、広報活動の充実、職員の研修の充実、施設・設備の整備に係る経費に充てる。

IX. その他業務運営に関する重要事項

1. Society 5.0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出

(1) 機構は、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する中核組織となることを目指す。このため、機構は、社会（人・組織）から求められる機能（※）を有し、サービスを提供するとともに、これらを常に高度化するよう努める。これにより、機構は、機構を取り巻く人・組織とともに、「デジタル基盤」を創り、また、「IPAコミュニティ」を形成することで、Society 5.0時代のデジタルエコシステムを創出し、その拡大を図っていく。

なお、こうした機構の目指すべき将来像の実現に向けて、第五期中期目標期間を通じて、機構自身の今後の在り方や、機構が担うべき機能・役割等について、自身を取り巻くステークホルダーをはじめ、「IPAコミュニティ」との議論を深めつつ、不断に見直しを行っていく。

（※）機構に求められる機能の例：

- ・社会システムや産業全体のビジョンを具体化して、ソフトからハード、ルールに至るまで、ビジョンを実現するアーキテクチャを設計し、その社会実装・普及を進める機能
- ・デジタル社会のインフラとなる情報処理基盤に係るCoE（Center of Excellence）機能（具体的には、①将来の社会システムを見据え、関係者が集い、情報処理基盤の在り方を構想する場を形成、②重要な技術領域や実装手法等の指針を示し、政府と連携して開発・実装を促進、③利用促進のための標準化・規格化等を推進等）
- ・独創的なアイデアや技術を持つ突出した人材を発掘・育成し、次世代に繋げていく機能（＝未踏事業）
- ・産業全体の高度化に向けた、全国の各地域のDXやデジタル人材の育成・活用促進機能
- ・サイバーセキュリティ対策に資する情報・知見提供、能力構築支援、インシデントの未然防止及び被害拡大防止、原因究明対応の機能

（２）上記（１）を機構統一的に推進するため、組織横断的な調整、調査分析、広報などを機構全体として一体的に取りまとめる体制を整備する。

２．内部統制の充実・強化

- （１）引き続き、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成２６年法律第６６号）による改正後の独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）及び「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日付総管査第３２２号総務省行政管理局長通知）において定められた内部統制の推進及び充実を図る。
- （２）中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、業務方法書等の規定に基づき、引き続き理事長のリーダーシップの下で継続して機構内の内部統制を充実・強化する取組みを推進するとともに、個々の職員に浸透するよう周知徹底を図る。

３．機構における情報管理及び情報セキュリティの確保

- （１）適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成１３年法律第１４０号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号）に基づき、引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。
- （２）機構は、「サイバーセキュリティ戦略」（平成２７年９月４日閣議決定）等の政府方針の下、独法等の情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務を実施してきた。引き続き、その職責を十分に果たすよう、業務を確実に遂行するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の規定・改正を実施し、機構自身の情報セキュリティ対策の水準を向上させ、万全の情報セキュリティの確保を図る。

4. 戦略的な調査・広報の推進

(1) ITに関する調査分析

- ①機構が実施するITに関する調査（DXに関する調査を含む）について、組織横断的に必要となる情報として、ITに関する最新の業界動向や各国の政策動向などについて収集・分析を行うとともに、戦略的に実施する観点から、調査品質の向上や重複を減らすことによる適正化・効率化などを図る。
- ②調査結果をとりまとめ、調査報告書を作成し、機構内外への戦略的な情報発信を行う。

(2) 戦略的な広報の推進

- ①機構が実施する事業の内容及び成果を積極的に広報し広く国民の理解を得るとともに、ユーザーのニーズを把握するためのデータとデジタルツールを整備し、ユーザー視点で求められる情報を最適な形で提供できるよう広報手法を企画・立案・実行する。同時に機構内の情報共有や横断した連携のためのツールや体制、運用などを整備し、全職員にユーザー視点の広報マインドを醸成し、広報活動の価値を向上し、改善を続ける仕組みを提供する。
- ②すべての国民が、機構ウェブサイトで提供されている情報やサービスをスムーズに利用できるようにするために、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に継続的に取り組む。
- ③国民一般に対してきめ細やかな情報発信を行うとともに、機構が様々な分野で認知されるために継続的な報道発表・取材対応に加え、外部の情報発信ツール等の活用やSNS等との連動による効果的な情報発信とデータに基づく効果測定を行い、第五期中期目標期間においてウェブ媒体における記事掲載件数を12,500件以上とする。なお、各年度において達成すべき目標については、年度計画において定める。

5. 人材の確保・育成に係る方針

デジタルエコシステムの創出を実現する上で必要となる、専門性を有し、業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の確保・育成に係る方針について、「Ⅱ. 1. (2) 人材確保等」の内容を盛り込みつつ策定し、実施する。

X. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

政府方針等に基づく新規業務追加や人員増がなされる中において、関係省庁や関係機関、事業者等との連携を一層強化し、業務効率化や品質を向上させる観点から、既存の経費の効率化をさせつつ、新たな拠点の整備を行う。

2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

人材の確保・育成については、「Ⅱ. 1. (2) 人材確保等」及び「Ⅸ. 5. 人材の確保・育成に係る方針」を踏まえ実施する。

(参考 1)

- ・ 期初の常勤役職員数 4 3 7 人
- ・ 期末の常勤役職員数の見込み 政府の方針等を踏まえ弾力的に対応する。

(参考 2)

- ・ 中期目標期間中の人件費総額見込み（法定福利費を除く。） 2 2, 1 9 9 百万円

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、情報処理促進法第 4 7 条に規定する業務の財源に充てる。

別紙

別紙 1 予算

別紙 1 - 1

予算（総表）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	69,220
国庫補助金	1,578
政府出資金	100,000
受託収入	2,608
業務収入	40,210
その他収入	170
計	213,787
支 出	
業務経費	203,014
受託経費	2,608
一般管理費	10,378
計	216,001

[人件費の見積り]

期間中22,199百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式（別紙）を採用

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

[運営費交付金の算定ルール]

令和５年度から令和９年度までの各事業年度における運営費交付金($G(y)$)については、次の数式により算出する。

$$G(y) = A(y-1) \times \alpha \times \gamma + Ca(y-1) \times \delta + Da(y) \\ + B(y-1) \times \beta \times \gamma + Cb(y-1) \times \delta + Db(y) \\ + E(y) + F(y) + H(y) - I(y-1) \times \varepsilon$$

$G(y)$ ：当該年度における運営費交付金。

$A(y-1)$ ：直前の年度における一般管理費（人件費、所要額計上経費を除く。）相当額。

$B(y-1)$ ：直前の年度における事業に要する経費（人件費、所要額計上経費、特別事業費を除く。）相当額。

$Ca(y-1)$ ：直前の年度における一般管理費に係る人件費（役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等）相当額。

$Cb(y-1)$ ：直前の年度における事業に要する経費に係る人件費（役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等）相当額。

$Da(y)$ ：当該年度における一般管理費に係る所要額計上経費（事務所賃借料等）相当額。

$Db(y)$ ：当該年度における事業に要する経費に係る所要額計上経費（事務所賃借料、独法等に対する不正な通信の監視業務に係る負担額）相当額。

$E(y)$ ：特別事業費。機構の判断のみで決定又は実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる事業費であり、各事業年度の予算編成過程で具体的に決定。

$F(y)$ ：政策的経費。短期間で成果が求められる技術開発への対応、法令改正に伴い必要となる措置等の政策ニーズにより発生する資金需要について必要に応じ、物件費、人件費に区分して計上。

$H(y)$ ：調整経費。退職手当の支給、事故の発生等の特殊要因により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上。

$I(y-1)$ ：直前の年度における自己収入。セキュリティ業務収入、情報システムのセキュリティに係る評価・認証の手数料等を想定。

係数 α 、 β 、 γ 、 δ 及び ε については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

α （一般管理費の効率化係数）：毎年度平均で前年度比３％以上の効率化。

β （事業の効率化係数）：毎年度平均で前年度比１％以上の効率化。

γ （消費者物価指数）：前年度の実績値を使用。

δ （人件費調整係数）：職員の採用、昇給・昇格、減給・降格、退職及び休職に起因する一人当たり給与の変動の見込みに基づき決定。

ε （自己収入調整係数）：自己収入の見込みに基づき決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画期間中の予算を試算。

- ・ α （一般管理費の効率化係数）については、前年度比 3 %以上の効率化を図る前提で試算。
- ・ β （事業の効率化係数）については、試験勘定に係る事業を除き、前年度比 1 %以上の効率化を図る前提で試算。
- ・ γ （消費者物価指数）については、令和 5 年度は 1.001、6 年度は 1.032、7 年度、8 年度及び 9 年度は $\pm 0\%$ として試算。
- ・ δ （人件費調整係数）については、令和 5 年度は 0.99713、6 年度は 0.99947、7 年度、8 年度及び 9 年度は 0.99999 として試算。
- ・ ε （自己収入調整係数）については、各事業の実施計画を踏まえ、令和 5 年度は 1.15697、6 年度は 2.12651、7 年度は 1.00130、8 年度及び 9 年度は 1 として試算。
- ・ H（調整経費）については、退職手当を前提に、令和 5 年度は 41,208 千円、6 年度は 49,949 千円、7 年度は 58,496 千円、8 年度は 9,064 千円、9 年度は 45,966 千円として試算。

別紙 1－2

予算（事業化勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収 入	
その他収入	0
計	0
支 出	
計	—

[注記]

本勘定は平成 17 年度に業務を停止しており、1 百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

別紙 1－3

予算（試験勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収 入	
業務収入	30, 414
その他収入	71
計	30, 485
支 出	
業務経費	28, 140
一般管理費	1, 129
計	29, 269

〔人件費の見積り〕

期間中2, 941百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

別紙 1－4

予算（先端半導体・人工知能関連技術勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収 入	
政府出資金	100,000
計	100,000
支 出	
業務経費	100,000
計	100,000

別紙１－５

予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
収 入			
運営費交付金	18,306	5,127	36,539
国庫補助金	—	—	1,578
受託収入	300	—	2,308
業務収入	12	—	9,782
その他収入	35	—	—
計	18,652	5,127	50,207
支 出			
業務経費	19,037	5,477	50,325
受託経費	300	—	2,308
一般管理費	—	—	—
計	19,337	5,477	52,633
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
収 入			
運営費交付金	—	9,250	69,220
国庫補助金	—	—	1,578
受託収入	—	—	2,608
業務収入	3	—	9,796
その他収入	39	—	73
計	41	9,250	83,276
支 出			
業務経費	36	—	74,874
受託経費	—	—	2,608
一般管理費	—	9,250	9,250
計	36	9,250	86,732

〔人件費の見積り〕

期間中19,259百万円（デジタル基盤4,304百万円、デジタル人材育成794百万円、サイバーセキュリティ10,459百万円、法人共通3,702百万円）を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

別紙 1－6

予算（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収 入	
その他収入	2 6
計	2 6
支 出	
計	—

別紙２ 収支計画

別紙２－１

収支計画（総表）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	118,386
業務費用	99,553
受託経費	2,608
一般管理費	10,378
減価償却費	5,846
収益の部	
経常収益	118,140
運営費交付金収益	69,220
補助金収益	1,578
受託収入	2,608
業務収入	40,210
その他収入	144
資産見返負債戻入	4,353
財務収益	26
純利益（△純損失）	△ 246
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,246
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	1,000

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙 2 - 2

収支計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
収益の部	
経常収益	0
財務収益	0
純利益（△純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	0

[注記]

本勘定は平成 17 年度に業務を停止しており、1 百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

別紙 2 - 3

収支計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	29,519
業務費用	28,140
一般管理費	1,129
減価償却費	250
収益の部	
経常収益	30,487
業務収入	30,414
その他収入	71
資産見返負債戻入	3
財務収益	—
純利益（△純損失）	968
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	968

別紙 2－4

収支計画（先端半導体・人工知能関連技術勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	—
収益の部	
経常収益	—
純利益（△純損失）	—
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益（△総損失）	—

別紙 2 - 5

収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
費用の部			
経常費用	18,954	5,325	54,840
業務費用	18,352	5,127	47,899
受託経費	300	—	2,308
一般管理費	—	—	—
減価償却費	302	199	4,633
収益の部			
経常収益	18,954	5,325	53,594
運営費交付金収益	18,306	5,127	36,539
補助金収益	—	—	1,578
受託収入	300	—	2,308
業務収入	12	—	9,782
その他収入	35	—	—
資産見返負債戻入	302	199	3,387
財務収益	—	—	—
純利益（△純損失）	—	—	△ 1,246
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	1,246
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益（△総損失）	—	—	—
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
費用の部			
経常費用	36	9,712	88,867
業務費用	36	—	71,413
受託経費	—	—	2,608
一般管理費	—	9,250	9,250
減価償却費	—	463	5,596
収益の部			
経常収益	41	9,712	87,626
運営費交付金収益	—	9,250	69,220
補助金収益	—	—	1,578
受託収入	—	—	2,608
業務収入	3	—	9,796
その他収入	39	—	73
資産見返負債戻入	—	463	4,350
財務収益	—	—	—
純利益（△純損失）	6	—	△ 1,240
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	1,246
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益（△総損失）	6	—	6

別紙 2－6

収支計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
収益の部	
経常収益	2 6
財務収益	2 6
純利益（△純損失）	2 6
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（△総損失）	2 6

別紙３ 資金計画

別紙３－１

資金計画（総表）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	224,341
業務活動による支出	218,587
投資活動による支出	3,560
次期中期目標期間への繰越	2,195
資金収入	224,341
業務活動による収入	113,793
運営費交付金による収入	69,220
国庫補助金による収入	1,578
受託収入	2,608
業務収入	40,210
その他収入	176
投資活動による収入	—
財務活動による収入	100,000
当中期目標期間の期首資金残高	10,548

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙 3－2

資金計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	1
次期中期目標期間への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
その他収入	0
当中期目標期間の期首資金残高	1

[注記]

本勘定は平成 17 年度に業務を停止しており、1 百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

別紙 3－3

資金計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	31,208
業務活動による支出	29,214
投資活動による支出	99
次期中期目標期間への繰越	1,896
資金収入	31,208
業務活動による収入	30,485
業務収入	30,414
その他収入	71
投資活動による収入	—
当中期目標期間の期首資金残高	723

別紙 3－4

資金計画（先端半導体・人工知能関連技術勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	100,000
資金収入	
財務活動による収入	
政府出資金による収入	100,000
当中期目標期間の期首資金残高	—

別紙３－５

資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
資金支出	20,294	5,828	56,243
業務活動による支出	19,609	5,457	53,817
投資活動による支出	685	350	2,426
次期中期目標期間への繰越	—	21	—
資金収入	20,294	5,828	56,243
業務活動による収入	18,652	5,127	50,207
運営費交付金による収入	18,306	5,127	36,539
国庫補助金による収入	—	—	1,578
受託収入	300	—	2,308
業務収入	12	—	9,782
その他収入	35	—	—
投資活動による収入	—	—	—
当中期目標期間の期首資金残高	1,642	701	6,036
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
資金支出	372	10,014	92,751
業務活動による支出	141	10,014	89,038
投資活動による支出	—	—	3,461
次期中期目標期間への繰越	231	—	252
資金収入	372	10,014	92,751
業務活動による収入	47	9,250	83,282
運営費交付金による収入	—	9,250	69,220
国庫補助金による収入	—	—	1,578
受託収入	—	—	2,608
業務収入	3	—	9,796
その他収入	45	—	79
投資活動による収入	—	—	—
当中期目標期間の期首資金残高	325	765	9,469

別紙 3－6

資金計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	3 8 1
業務活動による支出	3 3 5
次期中期目標期間への繰越	4 6
資金収入	3 8 1
業務活動による収入	2 6
その他収入	2 6
当中期目標期間の期首資金残高	3 5 5